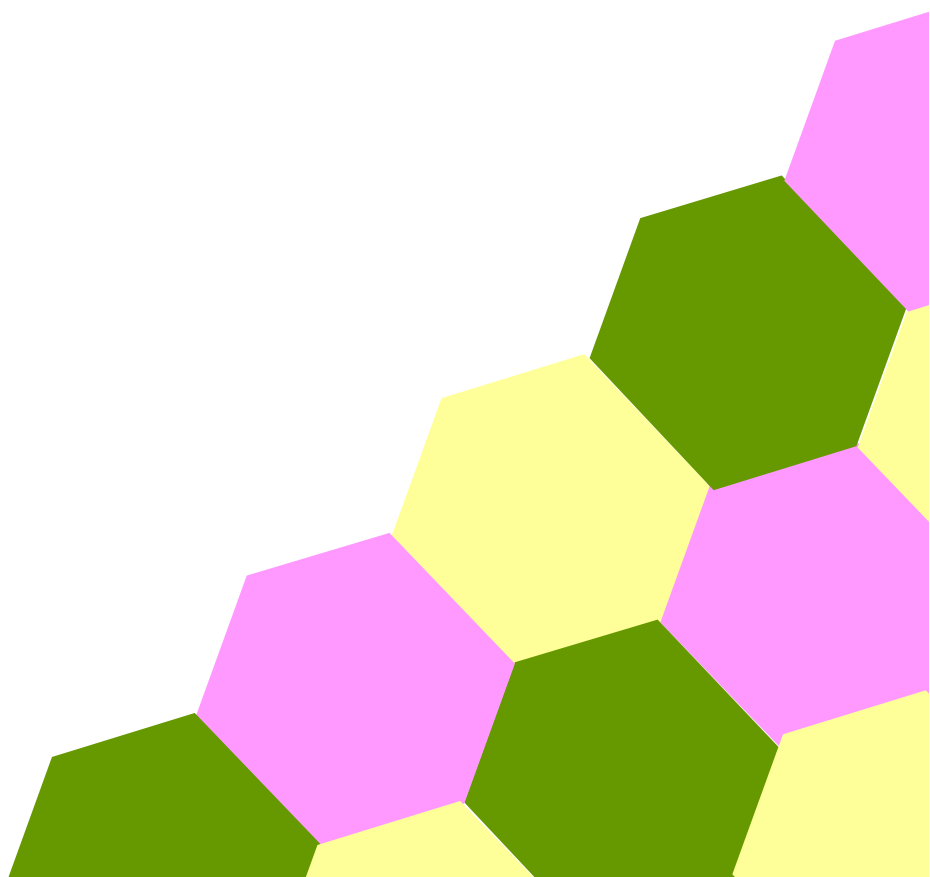


第3章

相談対応で知っておきたいポイント



日系人とは

日系ブラジル人との結婚を考えている日本人女性からの相談です。



彼が日系ブラジル人で、お互いに結婚を考えるようになりました。
日系人の場合、他の外国人と手続きが違うのでしょうか。

日系人と在留資格

日本から外国に移住した日本人の子孫を日系人といいます。1880年代から職を求めて多くの日本人が海外移住しました。

1990年、出入国管理及び難民認定法が改正され、日系2世、3世とその家族が、長期間在留が可能な「日本人の配偶者等」、「定住者」の在留資格を取得できるようになりました。活動に制限のない資格で日本に入国することができるようになったのです。それにより、主にブラジルやペルー等中南米諸国の日系人が多く来日するようになり、製造業などで働いています。愛知県は製造業が盛んであるため、全国で最もブラジル人が多く住んでいます。

「日系人」といっても、国籍も在留資格も状況も様々です。たとえば、日本国籍を持つ日系1世とブラジル国籍を持つ日系2世との間に生まれた子どもは二重国籍(→P.43)を持つことになります。近年は、帰化(→P.8)する日系人も増えていきますし、日本生まれ日本育ちの日系人も数多くいます。日系人が日本に長期間在留した場合、申請の上、「永住者」(→P.7)の在留資格を取得できることがあります。

また、「定住者」が必ずしも「日系人」とは限りません。非日系人であっても、日系2世、3世の配偶者やその子どもは「定住者」の資格を取得することも可能です。2018年に「日系4世の更なる受け入れ制度」が創設され、一定の要件を満たす日系4世は、「特定活動」で最長5年間在留できるようになりました。

(注)在留手続きで不明な点は、外国人在留総合インフォメーションセンター(TEL:0570-013904《IP電話、PHS、海外からは03-5796-7112》)または最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

結婚と在留資格の関係

日系人の場合は「定住者」や「永住者」の資格を持つ人が多く、一般的に結婚によって在留資格が変わるケースは多くありません。一方、非日系外国人は多くの場合、日本人と結婚することにより「日本人の配偶者等」の、日系人との結婚により「定住者」「永住者の配偶者等」の在留資格を取得することになります。

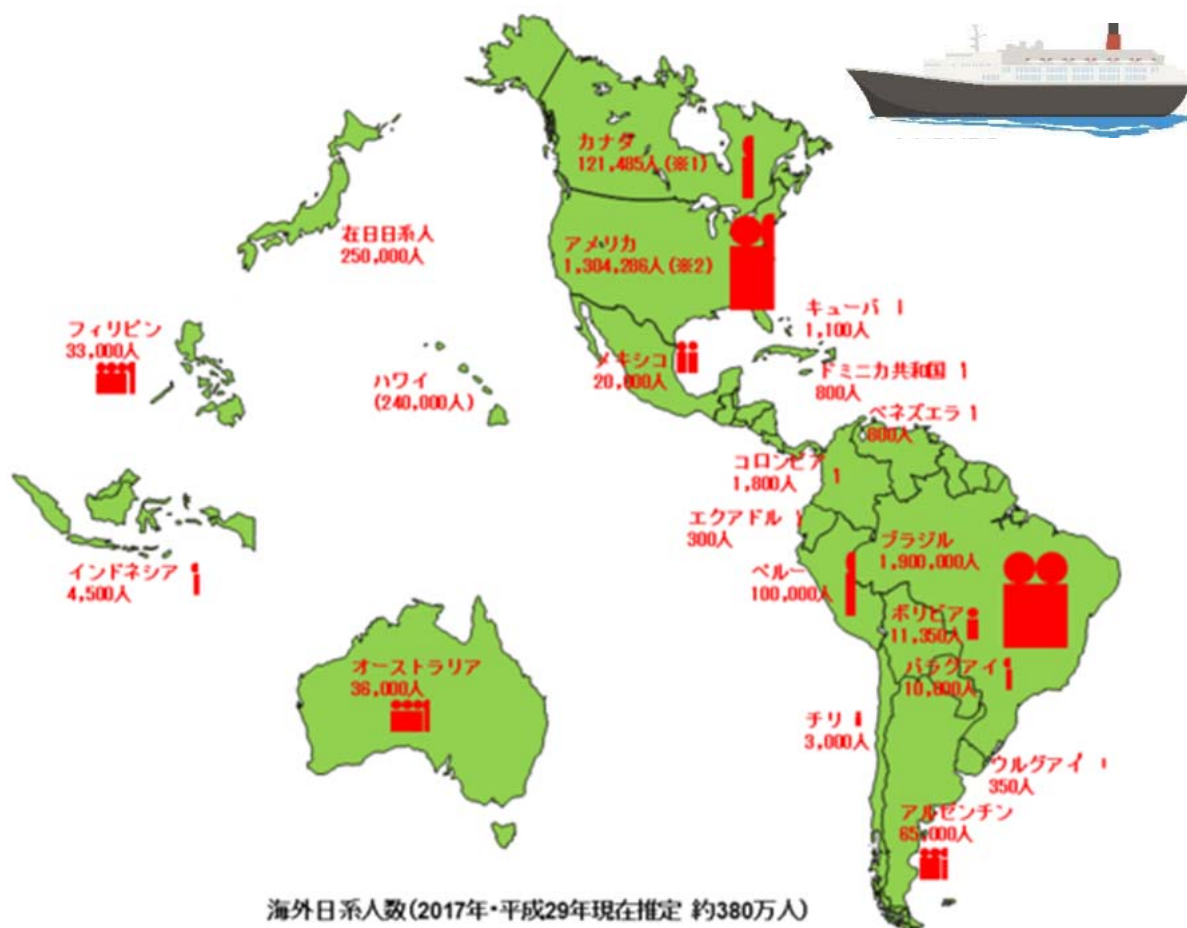
離婚することになった場合、「定住者」や「永住者」であれば、離婚しても在留資格を変更する必要はありません。非日系外国人が日系人と離婚するときも、「定住者」は離婚について申告の必要がないため、在留が認められている期間内はそのまま「定住者」の資格で日本に滞在することができますが、在留期間の更新をする場合に認められない場合があります。

離婚した日を地方出入国在留管理局に届出をする必要があるのは、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」の配偶者の在留資格を持つ人で、必要に応じて在留資格の変更をすることになります。



「日系人」と「非日系人」とで大きく違うのは、在留資格です。
ただし、「日系人」といっても日本国籍者の場合もありますので、決めつけたり思いこんだりしないで、状況を確認するようにしましょう。

◆海外在住の日系人数



海外日系人数 (2017年・平成29年現在推定 約380万人)

公益財団法人海外日系人協会ホームページ



世界の主な日系人の背景



アメリカ

1885年から1924年にかけて約20万人の日本人移民労働者がハワイに、約18万人がアメリカ本土に渡りました。農業部門で成功を取めた移民もありますが、多くは、当地での排日運動の高まりと共に人種差別に苦しみ、戦時中は収容所に入れられるなど非人道的な扱いを受けた歴史もあります。世代が4世、5世と進むにつれて異民族間の結婚が盛んになり、多文化社会が普遍的となっているアメリカでは、自身が日系人である、という意識は個人によって差があるようです。



ブラジル

1908年からブラジルへの移住が国策として進められ、サンパウロ州、パラナ州を中心に各地に日本人が入植しました。移民たちは日本語や日本文化の継承のために力を注ぎ、1世、2世の間では、日本人もしくは日系人同士で結婚することが常で、日本人としての血を重んじていました。次第に混血が進み、今日では約150万人の日系人がいると言われていますが、実際は調査することが不可能なくらい人種の多様化が進んでいます。1990年以降に来日したブラジル人の多くは、その子孫にあたります。



ペルー

ペルーへの移民の歴史はブラジルより古く、1899年に開始されました。1920年代には首都リマでの日系人コミュニティの存在が大きくなってきましたが、戦争を境に反日暴動が起こり、日系人に対する厳しい規制が課されました。戦後、日系コミュニティは回復し、ペルー社会への同化を進めながら、医師や実業家、教師といった職に就くなど日系人の地位も上がり、日系と非日系との結婚も珍しくなくなりました。また、1990年に日系2世のフジモリ氏が大統領に選ばれたことは大きな話題になりました。



フィリピン

第二次世界大戦前、多くの日本人労働者が職を求めてフィリピンに移住し、1930年代後半には、在フィリピン日本人数は約2万4千人に達しました。戦後、在フィリピン日本人は米軍により日本へ強制送還され、日本人と結婚していたフィリピン人妻とその子どもがフィリピンに取り残されました。このような残留日系人の多くは、戦後、フィリピン国内の激しい反日感情のため、山中などに身を隠し、十分な教育と就業の機会を得られず貧窮生活を余儀なくされました。また、父親を特定できないなどの理由で日本国籍を取得できないだけでなく、フィリピン国籍もない無国籍の状態にある人が多くいます。残留日系人の高齢化が進む中、「日本人として認めてほしい」と、身元確認や国籍回復を求める声が高まっています。

不法滞在と結婚

20代の日本人女性からの相談。付き合っている外国人男性との結婚に関して問題があるようです。



外国人男性と交際していますが、その人はオーバーステイの状態です。彼と結婚することはできるのでしょうか。



婚姻の要件を満たしていれば、在留資格の有無に関係なく結婚はできます。在留資格の有無が、婚姻に必要な要件となっていないからです。ただし、婚姻に必要な書類が整っていないといけません。

また、結婚の事実があれば在留資格が自動的に得られるというわけではありません。安心して結婚生活を送るのには、オーバーステイ(不法滞在)の状態を解消する手続きが必要です。必ずしも在留が認められるとは限らないことも考慮すべきです。

不法滞在とは

外国人が日本で暮らすためには、「在留資格」(→P.7、9)が必要です。在留資格は、日本での活動内容などに応じて付与される資格で、全部で29種類(2020(令和2)年1月現在。「特別永住者」を除く。)あります(→P.9)。この在留資格を持っていない状態のことを「不法滞在」※と言います。

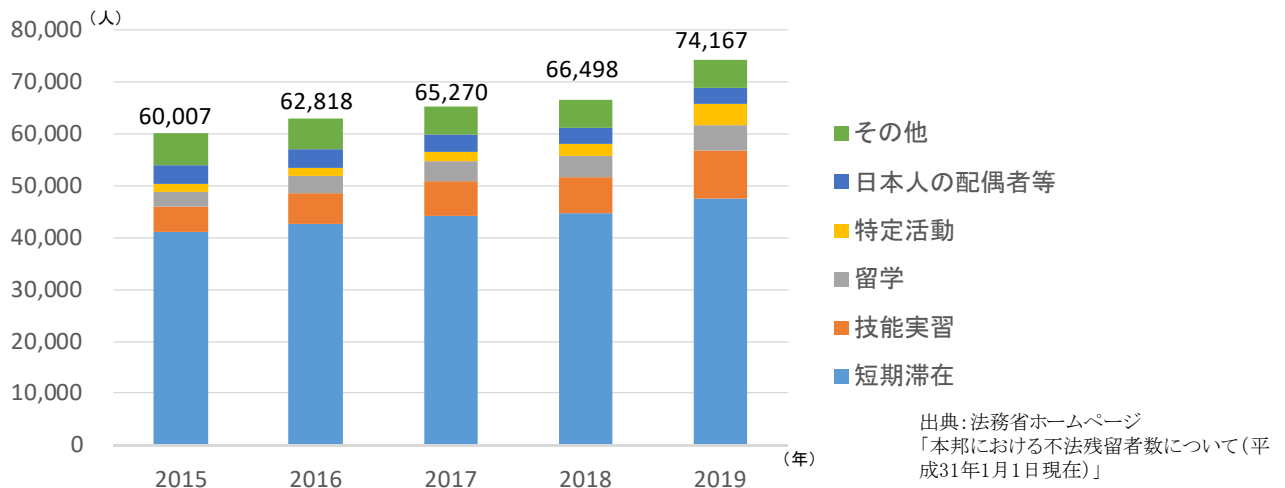
法務省によると、不法滞在は次の3つのケースを指しています。

- ◆ **不法残留**：許可された在留期間を超えて滞在している場合(オーバーステイ(超過滞在)と俗称されるもの)
- ◆ **不法入国**：パスポートも持たずに、あるいは偽造パスポートで入国した場合
- ◆ **不法上陸**：パスポートは有効でも入国審査(上陸許可)を受けずに上陸した場合

不法滞在者は退去強制の対象となり、以降、禁止期間が経過すれば再び日本に入国、上陸できる可能性はあっても、現実的には非常に難しくなります。そして、どれだけ長く日本で暮らしていても、特別な事情(日本人との結婚などによる在留特別許可)が認められない限り在留が認められることはありません。

※ 外国人を支援する団体の多くは「非正規滞在」と呼んでいます。これは、不法残留や不法上陸といった違反だけでは犯罪者と言うべきではないという視点から、「不法」ではなく「非正規」としているものです。本書では、法務省で使われる「不法滞在」と表記しています。

【参考】在留資格別 不法残留者数の推移



結婚相手の在留資格

結婚によって自動的に配偶者としての在留資格が取得できるわけではなく、また、不法滞在である場合には、在留資格の変更申請等によって配偶者としての資格を得ることもできませんので、不法滞在の状態に変わりなく、日本に滞在することはできません。

何らかの理由により日本で在留を希望する場合には、地方出入国在留管理局に出頭することが必要です。退去強制の手続きが始まり、手続きの中において、日本で生活をしたい理由を具体的に申し立て、在留希望を申出することができます。

違反調査、違反審査、口頭審理を経て、最終的に法務大臣の裁決により、特別に在留が認められる(「在留特別許可」)かどうかが決まります。本来であれば日本から退去強制されるべき外国人に対し、法務大臣の自由裁量によって許可されるもので、在留資格のように「申請」するものではなく、日本に在留したい理由によって提出する資料も異なります。また、必ず許可されるというものではありません。

在留特別許可の許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響、諸般の事情を含めて、総合的に判断されます。

特別に在留が許可された場合には、「日本人の配偶者等」等の新しい在留資格と在留期間が付与され、合法的に日本で暮らすことができるようになります。結果として許可されない場合には、退去強制令書が発付され、日本から退去させられることが確定した人になるので留意してください。

<参考>

法務省HP

退去強制手続及び出国命令手続の流れ http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/taikyo/taikyo_flow.html

在留特別許可に係るガイドライン www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan85.html

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について www.moj.go.jp/content/001293717.pdf

出国命令制度

不法残留となっている外国人で帰国を希望している場合、收容されることなく、簡易な方法で手続きができる「出国命令制度」を利用して帰国することができます。不法滞在中で悩んでいる外国人が地方出入国在留管理局または出張所(出入国在留管理官署)に出頭しやすい環境を整備し、自発的な出頭を促すことを図るものです。退去強制手続により帰国した場合、最低5年間は日本に入国することはできませんが、「出国命令制度」で帰国した場合、その期間は1年間となります。「出国命令制度」を利用できるのは、次のいずれにも該当する場合です。

- ア 速やかに日本から出国する意思を持って自ら地方出入国在留管理局に出頭したこと
- イ 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- ウ 入国後に窃盗等の所定の罪により懲役又は禁固に処せられていないこと
- エ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- オ 速やかに日本から出国することが確実に見込まれること

帰国を希望している外国人で、「出国命令制度」の対象に当たらないものの、自ら地方出入国在留管理局に出頭した場合については、仮放免の許可により、收容することなく手続きを進めることが可能です。

引き続き日本国内での生活を希望する場合は、まずは地方出入国在留管理局に出頭して、日本で生活したい理由等を申し述べる必要があります。

また、摘発等により違反が発覚した場合は、原則、收容されることとなりますが、自ら摘発を受けるまでに出頭申告した場合には、仮放免の許可により、收容することなく手続きを進めることが可能です。

離婚の方法

事例① ブラジル人の夫との離婚の相談です。

事例② 別居しているブラジル人夫と離婚して、別の日本人と結婚したいと考えているフィリピン人女性からの相談です。

事例①



日系ブラジル人の夫と子どもと一緒に暮らしていますが、最近喧嘩が絶えず、離婚することになりました。夫も同意しています。どのように手続きすればいいのでしょうか。



この事例の場合は、夫婦の国籍を確認する必要があります。2人ともブラジル国籍ならブラジルの法律に、2人の国籍が異なるなら居住地が日本なので、日本の法律に従って、手続きを進めることになります。

準拠法の確認

結婚、離婚などの法律は、国によって定められていることが違います。国籍が違う夫婦については、どの国の法律に従って手続きを進めるか、次のように決められています。(→P.24、25)

- 夫婦の本国法が同じであるとき → その国の法律
- 夫婦の本国法が異なるが、生活の本拠となる居住国は同じであるとき → 居住国の法律
- 夫婦の本国法も生活の本拠となる居住国も異なるとき → 夫婦に最も密接な関係のある国の法律(ただし、夫婦の一方が、日本に常居所を有する日本人であるときは、日本法による。)

なお、二重国籍でその国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本の法律が優先されます。

日本の離婚手続き

協議離婚 … 双方が離婚に合意しているときは、離婚届を市区町村役場に提出すれば成立します。

調停離婚 … 一方が離婚に応じないときは、まず、家庭裁判所に夫婦関係調整調停(離婚)の申し立てを行います。家事調停委員という第三者の立ち会いの下、離婚の話し合いを行い、双方が合意に至れば離婚が成立します。

裁判離婚 … 上記のいずれでも離婚成立に至らないとき、あるいは協議や調停が不可能なときは、家庭裁判所に離婚の訴えを起し、判決で離婚します。

ただし、下記の理由以外では裁判離婚は認められません。

- 配偶者に不貞な行為があったとき
- 配偶者から悪意で遺棄されたとき
- 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
- 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき
- その他婚姻を継続しがたい重大な事由(DVなど)があるとき

日本で離婚成立後の手続き

日本で離婚が成立しても外国籍の配偶者の本国にも届出をしなければ、その国では婚姻が継続中となってしまいます。日本に住んでいる場合、在日の大使館や領事館に届出をして手続きするのですが、国によって離婚に対する考え方が異なるので、その方法も異なります。

協議離婚を認めている国なら、日本での離婚届受理証明書等の書類を提出すれば離婚が成立しますが、協議離婚を認めている国は少なく、多くの国で裁判が必要です。

また、同じ外国籍同士の離婚の場合は、日本の裁判所で2人の本国法で離婚の手続きをした上で、日本の市区町村役場に届出をすることもできますが、本国で手続きするためには、本国で改めて裁判することが必要な場合が多いです。

										
日本	インドネシア	韓国	タイ	中国	ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
協議離婚 調停離婚 審判離婚 裁判離婚	裁判離婚	協議離婚 裁判離婚	協議離婚 裁判離婚	協議離婚 調停離婚 裁判離婚	協議離婚 裁判離婚	離婚不可	裁判離婚	裁判離婚	裁判離婚 協議離婚	協議離婚 裁判離婚

(各国の制度比較表→P.26、27)

ブラジルの離婚手続き

◆日本で離婚が成立した場合

ブラジルの高等裁判所で承認される必要があります。ブラジル本国での手続きについては、ブラジルで資格を持つ弁護士に相談してください。

◆夫婦共にブラジル国籍所有者で、日本で離婚が成立していない場合

ブラジル本国で手続きを行うほうが望ましいです。

◆未成年の子・分与財産がある場合

ブラジル国内での裁判手続きを経て離婚します。当事者双方に争いが無い場合については、代理手続きで行うことができます。詳細については、ブラジルで資格を持つ弁護士に相談してください。

◆未成年の子・分与財産がない、かつ当事者に争いのない離婚の場合

- ブラジルの登記所で承認される必要があります。
- 協議離婚公正証書をもって離婚することができます。第三者またはブラジルで資格を持つ弁護士により、代理手続きをすることができます。
- 総領事館で協議離婚公正証書を作成することもできますが、ブラジルで資格を持つ弁護士への委任状作成、公正証書の原案作成手配、協議離婚事項のブラジルの婚姻証明書の追記手続きの依頼が必要であるなど、複雑で時間のかかる手続きとなるため、最初からブラジル本国ですべての手続きを行うことが望ましいです。

ペルーの離婚手続き

基本的にペルーも裁判離婚ですが、2008年に法律が改正され、次の条件を満たす場合は、協議離婚もできるようになりました。

- 結婚して2年が経過し、夫婦が離婚に向けて別居を決意していること。
- 未成年または障害がある成年の子どもがいないこと。いる場合は、親権、養育費および面会について、法に基づく裁判所の確定判決または協議書を有すること。
- 婚姻期間中に取得した共有財産がない、もしくは、婚姻期間中の取得財産について、財産分割方法等が公正証書として登録されていること。

韓国の離婚手続き

韓国では、夫婦の同意による協議離婚を認めています。しかし、日本のように離婚届を役場に提出するだけでは成立しません。2008年6月22日から、協議離婚の手続きに、

- ① 離婚に関する案内と相談勧告を受ける。
 - ② 離婚熟慮期間を設ける。
 - ③ 未成年の子女がいる場合は養育と親権者決定に関する協議書(または審判定本)を事前提出すること。
- の三点が義務となりました。

従って、離婚に同意する夫婦は家庭裁判所(韓国では家庭法院と言います。)で協議離婚の意思確認を申請し、離婚に関する案内を受けてから離婚熟慮期間(養育する子女がいる場合は3か月、その他は1か月)を待ちます。その後、指定された期日に裁判官の前に出席し、協議離婚意思の確認を受けた後、3か月以内に行行政窓口にて離婚の申告をします。海外在住の韓国人の夫婦も同じように必ず夫婦と一緒に総領事館を訪問して協議離婚の意思の確認を担当領事の前で受けなければなりません。

事例②



私はフィリピン人ですが、現在つきあっているブラジル人のパートナーと結婚したいと思っています。でも、つきあう以前に日本人の夫と別居したのですが、まだ離婚の手続きが完了していません…離婚するには、どうすればいいでしょうか。



フィリピンは、離婚が存在しない国です。しかし、結婚を終わらせて、再婚の資格を有する状態にする法的な手続きはあります。この手続きについて知る一番よい方法は、フィリピンの家族法が専門の弁護士に相談することです。

外国人(日本人含む)と結婚していたフィリピン人で、外国において正式に離婚の手続きをし、裁判所で認められた場合は、再婚するための資格を有するようになることがあります。

そのためには、以下のことが重要です。

- フィリピン人で、現に結婚している人は、ほかの人と結婚することはできません。
- フィリピン国外(日本)で裁判(判決離婚)をする必要があります。
- 外国での離婚が成立した後、フィリピンにおいて、そのことを証明し、国外での離婚について、裁判所で法的承認を受け、民事登録に反映させる必要があります。

フィリピン人の離婚と再婚

フィリピンに離婚はありません。しかし、フィリピン人で外国人の配偶者との間に、外国において正式に離婚が成立した場合、フィリピン人の配偶者も、フィリピン法に従い、再婚する資格を有することになります。フィリピン人配偶者がフィリピン法に従い再婚する前には、フィリピン国外で成立した離婚について、フィリピンの裁判所によってその有効性の証明をする法的な承認を得る必要があります。

フィリピンにおいても離婚が認められるには、まず、日本(フィリピン国外)で裁判離婚を成立させなければなりません。日本に住む日本人とフィリピン人の夫婦の場合、準拠法は日本法となり(→P.36)、家庭裁判所で離婚判決を求めることになります。

次に、フィリピンの地方裁判所において民事訴訟を起こし、国外で成立した離婚をフィリピンでも法的に承認してもらわなければなりません。ただし、日本で離婚が成立したからといって、必ずしもフィリピンでも離婚が認められるとは限りません。協議離婚した場合や結婚離婚を繰り返した場合など、認められないこともあります。

在日本フィリピン共和国大使館のウェブサイト(リンクは下記)には、フィリピンの弁護士会の情報が掲載されています。法的な手続きに関する情報やフィリピン在住の弁護士に手続きを依頼する際の情報を得ることができます。(https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/judicial-recognition-of-foreign-divorce/#nav-cat)

離婚の承認が判決で得られた後、婚姻が国外で登録されたものである場合、離婚判決の注釈が付けられた民事登録書類を婚姻が登録された地方民事登録局、あるいは、マニラにあるフィリピン総合民事登録局にも必要書類を提出しなければなりません。



考慮なくいけない大切なことは、フィリピンにおいて、国外での離婚の法的な手続きの承認を得るには、相当な時間と費用がかかるという点です。このことは、新しいパートナーとの間にできる子どもにも影響する可能性があります。例えば、子どもの法律上の父親は誰かを確認するには、この離婚手続きをきちんと完了していることが重要なポイントとなります。

離婚するとき考えなければいけない様々なこと

国際結婚をした夫婦、あるいは外国籍同士の夫婦が離婚するとき、日本人同士の離婚とは異なり、その手続きも関係する複数の国で行わなければいけないのでとても大変ですが、それ以外にも付随して考えなければいけないことがあります。たとえば

- 在留資格(→P.7、9)
- 慰謝料や財産分与
- 子どもの親権や養育権(→P.42) などです。

また、「世帯」が解消されることによって、社会保障、仕事、子どもの名前…など様々な手続きが必要になります。



なぜ、日本にフィリピン人女性が多いのか

フィリピンは、海外で働く人口が多く、特に女性が多いのが特徴です。日本に住むフィリピン人の数は、2019年6月末現在で、277,409人です。そのうち、194,178人(70%)が女性です。

2018年のジェンダーギャップ指数(→P.28、29)で、フィリピンは149か国中8位(日本は110位)で、本誌で上げた10か国の中でも1位、アジアでも1位です。世界の中でも、男女の差がなく教育が受けられ、就労ができる国のひとつです。女性管理職は珍しくなく、女性の大統領を2名も過去に輩出しています。生活するのに共働きが効率的であるという理由だけでなく、女性の社会進出が大切だという考えがあるため、海外に働きに出る女性も多いと考えられます。

また、フィリピンの文化は、家族を大切にします。働く動機は、「仕事をするのは家族のため」という考え方からくるようです。

離婚後の生活

相談者は中国人女性。日本人の夫と1歳の子どもがいる専業主婦ですが、今、夫との離婚を考えています。



夫が家事や育児に全然協力してくれないので、離婚しようと思っているのですが、離婚したら日本に住めなくなるのではないかと不安なんです。



この事例の場合、不安に思う理由はいくつか考えられます。
○ 在留資格のこと ○ 所得のこと ○ 育児のこと ○ 住居のこと など。
まずは、本人が何に不安を感じているのか確認が必要です。その上で、離婚前に考えたほうがよいことを伝えます。

離婚したときの在留資格

外国籍の人が日本で生活するときは、「**在留資格**」(→P.7, 9)を取得することが必要となります。2019(令和元)年9月現在、29種類の在留資格がありますが、「活動に基づく資格」と「身分または地位に基づく資格」に大きく分かれます。「活動に基づく資格」の場合は、認められている活動の範囲を超えて収入や報酬を得る活動をするできませんが、「身分または地位に基づく資格」の場合は、活動の制限はありません。

日本人と結婚している外国籍の人が一般に取得しているのは「日本人の配偶者等」の在留資格ですが、原則として、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留している」場合、これについて「**正当な理由**」があるときを除き、在留資格の取り消しの対象となります(入管法第22条の4第1項第7号)。

「**正当な理由**」とは

- 配偶者からの暴力(いわゆるDV)を理由として一時的に避難または保護を必要としている場合
- 子どもの養育等やむを得ない事情のために配偶者と別居して生活しているが生計を一にしている場合
- 本国の親族の傷病等の理由により、再入国許可(みなし再入国許可も含む)による長期間の出国をしている場合
- 離婚調停または離婚訴訟中の場合 などです。

また、離婚が成立した場合は、地方出入国在留管理局に14日以内に届け出なければいけません。なお、婚姻期間あるいは日本での滞在期間が長い場合や、日本国籍を持つ未成年の子どもがいて養育の必要がある場合などは、在留資格を「**定住者**」に変更できる可能性があります。「**定住者**」の資格も「身分または地位に基づく資格」なので、日本での活動に制限はありません。在留資格の変更手続きは地方出入国在留管理局で行います。

外国籍同士の結婚の場合は、在留資格によっていろいろなケースが考えられます。「**定住者**」の在留資格を有する人と結婚した配偶者は、「**定住者**」の資格を得ることができ、離婚しても、認められている在留期間内日本に滞在することができます。



この事例の場合は、夫が日本人なので、子どもは日本国籍の可能性がありますが、そのため、離婚後は在留資格変更申請の上、「**定住者**」の在留資格が与えられる可能性があります。

離婚後でも受けられる制度

国籍を問わず、様々な支援制度を利用することができます。それぞれの生活に応じて以下のような支援を受けることができます。なお、以下の支援には、所得制限がある場合があります。詳しくは、市区町村役場に問い合わせてください。

◆ 子どもを養育している人対象の制度

制度	支援内容
児童手当	日本国内に住む15歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを養育している人に支給されます。元配偶者が受給者になっている場合は、養育者への変更手続きが必要になります。所得制限限度額以上の人は、特例給付となります。

◆ ひとり親対象の制度

制度	支援内容
児童扶養手当	ひとり親家庭で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子ども(重度の障害を有する子どもは20歳未満)を養育している場合に支給されます。養育する子どもの数や所得等により決められます。
愛知県遺児手当	県内に住所があるひとり親家庭で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを養育している場合には、最大5年間支給されます。
母子・父子家庭の医療制度	ひとり親家庭の18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもおよびその子どもを扶養している父または母が医療機関で診療を受けた場合には、父または母と子について医療保険自己負担額が支給されます。
福祉向け県営住宅への優先入居	愛知県内に居住する母子世帯または父子世帯で、20歳未満の子どもを扶養している場合に、申込みをすることができます。外国人の場合は、離婚の注釈が記載されている証明書など申込み時点で配偶者がいないことを証する本国の公的証明書を提出する必要があります。
母子父子寡婦福祉資金貸付金	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父母などが、就労や子どもの就学などで資金が必要となったときに、貸付けを受けられる制度です。
県営住宅家賃の減額	収入が一定の基準に満たない人には、家賃が軽減される場合があります。
通勤定期運賃の割引	児童扶養手当の支給を受けている世帯は、JR東海の通勤定期運賃が3割引となります。(通学定期は対象外)

◆ 生活困窮の場合の制度

制度	支援内容
国民健康保険料(税)の軽減	倒産や解雇、期間の定めのある労働契約が更新されずに離職した人など、自治体等の国民健康保険窓口で手続きをすることにより、一定の期間国民健康保険料(税)が軽減となる場合があります。
国民年金保険料の免除・納付猶予	収入の減少や失業、配偶者からの暴力により、保険料を納めることが難しくなった場合に、条件により、保険料の一定割合免除、支払い猶予を受けることができます。
生活福祉資金の貸付制度	低所得・障害・高齢の世帯に対して、一時的に生活費等が不足した場合に資金の貸付をし、必要な援助指導を行うことによって、安定した生活が送れるようにする制度。原則として、保証人が必要(緊急小口資金を除く)。※保証人なしの場合は、年利1.5%の利子が付く。 ※次のア・イの条件を満たしていること。 ア. 在留資格が「永住者」であること イ. 現在地に6か月以上居住し、将来も永住する確実な見込みがあること
生活困窮者自立支援制度	働きたくても働けない、解雇され家賃が払えない、家計のやりくりができない等で生活が困難になるおそれのある人等を対象に、生活保護を利用しなくても自立していけるように支援する制度。相談支援、住居確保給付、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、学習支援等で、自治体により実施事業は異なります。
生活保護	健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、その程度に応じて生活保護費が支給されます。外国人の場合は、「永住者」や「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格を持つなど一定条件を満たす人は支給される場合があります。

離婚後の親権

事例① 相談者は日本在住のベトナム人女性。中国人夫との離婚を考えていますが、子どもの親権のことで悩んでいます。

事例② アメリカ在住の日本人女性がアメリカ人夫と離婚するときの子どもの親権についての相談です。

事例①



日本で離婚の手続きをしようと思っているのですが、子どもの親権でもめています。子どもは二人です。どうすればいいでしょう？



親権も離婚の手続きと同様に、準拠法の確認が必要です(→P.36)。親子間の法律関係は、子どもの本国法と両親の本国法をみます。子どもの本国法が父または母の本国法と同じなら、子の本国法に従います。同じでないなら、子どもの常居所地の法律に従います。そのため、まず子どもの国籍を確認することが必要です。

準拠法の確認

離婚の手続きと同様(→P.36)に、子どもの親権や監護権を誰が持つかということは、国によって定められていることが違います。国籍が違う夫婦の親子間の法律関係について、どの国の法に従って手続きを進めるかについては、以下の規定が適用されます(通則法32条)。

- ① 子の本国法が父または母の本国法(父母の一方が死亡し、又は知れない場合にあつては、他の一方の本国法)と同一である場合には子の本国法による。
- ② その他の場合には子の常居所地法による。

中国は、出生と同時に外国籍を取得している場合には中国の国籍を有しない(→P.28)ため、子どもはベトナム国籍か中国籍のいずれかになると考えられます。

なお、二重国籍の場合は、その国籍を有する国のうち、常居所を有する国があるときはその国の、ないときは子どもにより密接に関係している本国の法律を適用することとなっています(通則法第38条)。

親権とは

親権とは、未成年の子どもに対し、教育・保護し、身の回りの世話をすること、そしてその財産を管理する権利・義務の総称を指します。

身上監護権とは、精神的・肉体的に未熟な子どもの成長を図らなければならない親の権利・義務です。親権者が、子どもの近くにおらず世話ができないなど特別な事情がある場合、子どもの利益を考える観点から親権者とは別に監護権者を定めることが可能ですが、一般的には親権者と監護権者は一致している場合が多いです。このように、親権の中からこの監護及び教育をする権利・義務のみを取り出し、親が子どもの教育や養育など育てる権利・義務を**身上監護権**と呼びます。

日本の民法では、父母の婚姻中の親権は、父母が共同して行うこととされ**共同親権**ですが、「父母が協議上の離婚をする時は、その協議で、一方を親権者と定めなければならない」とあり、また、裁判上の離婚についても同趣旨の規定があり、**単独親権**しか認められません（民法第819条第1項、2項）。親権の中には「身上監護権」「財産管理権」が含まれています。

協議によって話がまとまらなければ、家庭裁判所で調停をすることとなります。裁判所が親権者を指定する際は、主として子を監護してきた者が誰か、父母の養育能力、養育環境、子への愛情、子の年齢、意向等の諸事情を総合考慮して判断されますが、母親に親権が与えられることが多いようです。

一方、外国では、離婚後も子どもを養育する権利を両方の親が共有する**共同親権**の国も多くあります。

このケースの場合、ベトナムは単独親権、中国は共同親権であるため、準拠法がどちらの本国法になるかで親権の持ち方が変わります。

										
日本	インドネシア	韓国	タイ	中国	ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
単独親権	共同親権	単独親権 共同親権	単独親権	共同親権	単独親権	—	単独親権	単独親権 共同親権	共同親権 単独親権	共同親権 単独親権

（各国の制度比較表→P.26、27）

子どもの国籍 ～生地主義と血統主義～

出生による国籍の取得に関する考え方も、国により違います。

生地主義（または出生地主義）とは、国籍取得の際、両親の国籍に関係なく、生まれた国の国籍を取得できるとする方式です。アメリカやカナダなどで採用されているようで、たとえば日本人夫婦がアメリカで子どもを産んだ場合、その子どもにはアメリカ国籍が与えられるようです。

血統主義とは、親の国籍が子どもの国籍となる方式です。同じ血統主義でも父または母の国籍となる父母両系血統主義、父親の国籍となる父系血統主義、母親の国籍となる母系血統主義、また条件付きの血統主義を採用するなど国によって考え方は異なりますので、大使館等で確認した方がよいでしょう。

たとえば、生地主義を採る国籍の人と血統主義を採る日本人が結婚した場合、その子どもがその生地主義の国で出生すれば両方の国籍を取得することができます。また、父親が父系血統主義の国籍で母親が日本人の場合、子どもは両方の国籍を取得することができますが、父親が日本人で母親が父系血統主義の国籍の場合、その子どもは日本国籍しか取得することができません。

また、日本の国籍法では、20歳になる前に二重国籍となった日本人は22歳までに、20歳になってから二重国籍となった日本人は二重国籍になった日から2年の間に、いずれかの国籍を選択する必要があります（P.28・29）。

なお、令和4年4月1日からは、18歳になる前に二重国籍となった人は20歳までに、18歳になってから二重国籍となった日本人は二重国籍になった日から2年の間に、いずれかの国籍を選択する必要があります。

										
日本	インドネシア	韓国	タイ	中国	ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
父母両系 血統主義	父母両系 血統主義	父母両系 血統主義	父母両系 血統主義	父母両系 血統主義	父母両系 血統主義	父母両系 血統主義	父母両系 血統主義	父母両系 血統主義	生地主義	生地主義、 血統主義

（各国の制度比較表→P.28、29）



日本の裁判所での手続きの結果は、日本では当然に有効ですが、本国でも認められるかどうかは、本国の国際私法によって定まります。本国で必要となる手続等については、大使館、総領事館に確認してください。必要に応じて弁護士に相談するとよいと思われます。

事例②



今、アメリカのカリフォルニア州に住んでいます。アメリカ人の夫との離婚を考えていて、離婚後は子どもを連れて日本に帰国したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

州によって法律が違うアメリカ

アメリカでの離婚は各州の法律によって行われるため、離婚の要件や手続き、離婚に伴う親権、監護権、慰謝料、財産分与なども州ごとに異なります。アメリカで離婚の手続きをする場合は、離婚する州で実務を行っている弁護士に相談する必要があります。

アメリカの親権

アメリカでは、親権に**法的親権 (legal custody)**と**監護権 (physical custody)**の2種類があります。また、それぞれについて**共同親権/監護権 (joint custody)**と**片親親権/監護権 (sole custody)**があります。

法的親権は親として、学校、教育、住まいなど、子どもの養育に関して重要な事項を決定する権利のことをいいます。共同親権の場合は、離婚後も両親が養育に関わる問題を共同で決定することになります。

監護権は子どもが実際に誰と一緒に暮らすかについての権利です。共同監護権となった場合は、子どもが両親とどのようなスケジュールで暮らすかが裁判所の判決に明記されることになります。片親監護権の場合、子どもはどちらか片方の親と一緒に暮らし、もう片方の親には子どもとの**面会交流権 (visitation)**が認められます。

親権に関してアメリカではどの州であっても子どもの利益と福祉が最優先的に考慮され、共同親権がもっとも好まれる選択になっています。

カリフォルニア州の家族法によると、別居、離婚等の裁判中に子どもを連れて州外に居住地を変えることは裁判所の許可がない限り、禁止されています。親権の判決が下された後も同じく、子どもの転居には新たに裁判所の許可が必要になり、その場合、裁判所は親の移動の自由よりも、子どもがなぜ居住地を変えなければならないか、そしてその場合、面会権はどうなるのかを優先的に考えます。たとえば、離婚裁判で日本人が単独監護権をとり、子どもが日本の国籍を持っていても、子どもを日本に連れて帰ることが認められない場合もあります。国籍がどうあれ、子どもの転居に関しては、監護権を持たない親の同意が考慮されるからです。



この事例の場合は、まずはカリフォルニア州の法律を確認し、その法律に基づいて離婚・親権の手続きをするよう伝えましょう。

カリフォルニア州での手続きが終了した後、日本の手続きが必要となりますが、その際、もしも子どもが日本国籍を持っていない場合、日本に帰国するには、ビザの取得、在留資格取得の手続きが必要になります。













ハーグ条約

双方の同意が無い状態で、子どもを国外(他の条約締約国)に連れ去った場合、「ハーグ条約」では、原則として子を元の居住国(常居所地国)へ返還することを定めています。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどでは、他の親権者の同意なく子どもを国外へ連れ出すと、誘拐罪に問われ、逮捕される場合もあります。

ハーグ条約とは、1980年オランダのハーグで行われたハーグ国際私法会議において採択された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」のことで、2019(令和2)年1月現在、日本を含む世界101か国がこのハーグ条約を締約しています。

この条約では、16歳未満の子どもの国境を越えた不法な連れ去り(一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させるなど)や留置(一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを元の居住国に戻さないなど)をめぐるトラブルに対して、子どもを元の居住国に返還するための手続きや国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めています。国境を越えた形で不法な連れ去りなどがあつた場合は、日本人同士の場合も対象となります。

適用されるのは連れ去り前後の国の双方がハーグ条約の締約国である場合です。

締約国	 日本	 韓国	 タイ	 香港・マカオのみ	 フィリピン	 アメリカ	 ブラジル	 ペルー
非締約国	 インドネシア	 中国本土	 ネパール	 ベトナム				

外務省領事局ハーグ条約室

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約についての連絡先
03-5501-8466(平日9時~17時) 英語対応可
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>



今回のケースで、相手方の同意なく、子どもを外国から日本に連れ帰ってきた場合は、相手方からハーグ条約に基づく返還請求をされる可能性があります。



各国の親権



ブラジル

2014年からブラジルは、共同親権に関する法律が施行され、共同親権が優先的に扱われることになりました。法律では、子どもたちが両方の親と同時に接触することを前提とされています。詳しくは、ブラジル本国の弁護士に相談することとなります。



ペルー

法的別居(一定の条件を満たし、必要な手続きを踏むことによって法的に認められる別居)や離婚、結婚の取消しの場合、子どもを養育する者が親権者になり、もう一方の親の親権は停止されます。誰が子どもを養育するかについては、原則として、子どもの意見を考慮しながら夫婦が話し合っ決めて決めます。合意がない場合は、裁判官が判断しますが、原則として、3歳未満の子どもは母親が養育します。また、親権が停止されても、親としての義務に変わりはなく、子どもとの面会もできます。



養育費を支払わないと逮捕される国もある

離婚すると多くの場合、一方が養育費を支払うこととなります。しかし、何かしらの事情で支払うことができなかつたり、意図的に支払わない人もいたりして、日本では泣き寝入りする人も少なくありません。

ところが、ブラジルでは養育費を支払わないと逮捕されることもあります。また、ブラジルでは養育費といってもお金そのものを渡すのではなく、学費やアパート代を負担するなど間接的に支払うという形がとられているのも特徴です。「養育費」に対する考え方は日本人とブラジル人では大きく違うのです。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者からの暴力で家を出た外国人の支援



私はタイ国籍です。子どもは3歳。夫は日本人です。夫が暴力をふるうのですが、ずっと我慢してきました。最近では暴力だけでなく、生活費を渡してもらえなくなりました。これ以上我慢できないと思い、子どもを連れて家を飛び出してきました。これから子どもと2人で生活していきたいと思っているのですが、どうすればいいでしょうか。



- DVの相談の場合は、まずは、女性相談窓口につながります。
- 在留資格が「日本人の配偶者等」の場合、離婚すると在留資格がなくなり、日本にいられなくなるとして、離婚をあきらめてしまう外国人も多いようです。本当はどうしたいのか、本人の意思を確認します。
- 夫に居場所を知られないように安全確保に留意することが必要です。
- 込み入った相談の場合は、日本語では難しい場合もあります。本人が希望する場合は、母語で話ができるように通訳の確保に努めます。
- 生活再建のための継続した支援が必要となる場合もありますので、専門機関との連携が大切です。

配偶者の暴力(DV)

配偶者からの暴力は、身体的な暴力だけでなく、以下のようなものがあります。

- 身体的暴力：殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力行使するもの。
平手でうつ、足で蹴る、首を絞める、引きずり回す、物を投げつける 等。
- 精神的暴力：人格を否定する等心理的な傷を与えるような言動。
大声で怒鳴る、馬鹿にする、母国の文化をさげすむ、信仰を禁止する、在留カードやパスポートを取り上げる、外出や同国人との交流を禁止する、無視をして口を利かない 等。
- 性的暴力：性行為の強要、避妊に協力しない、嫌がっているのにポルノビデオを見せる 等。
- 経済的暴力：生活費を渡さない 等。

※ 子の前で暴力行為をすることは、子の視点から見ると虐待です。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力全般に関する相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の設置が、DV防止法により規定されています。その主な役割は、以下のとおりです。

- ① 相談や相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者および同伴者の緊急時における安全の確保および一時保護
- ④ 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ⑤ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

女性のための施設としては、都道府県と政令都市が最低1つは設置が義務づけられている「配偶者からの暴力被害等に苦しむ女性の保護を行う施設」があります。配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設のひとつとして位置づけられており、都道府県知事や市長から委嘱された女性相談員が、相談に応じています。

愛知県には、2つの配偶者暴力相談支援センターがあります。

愛知県女性相談センター (→P.73)	052-962-2527	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/0000012699.html
名古屋市配偶者暴力 相談支援センター	052-351-5388	http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-3-3-13-0-0-0-0-0-0.html

また、都道府県、市区町村等が自主的に設置している女性問題の解決や女性の社会参画などを目的とする「女性のための総合施設」があります。DVだけでなく、子どものこと、手当のことなど、女性に関わることであれば、あらゆる内容の相談が可能です。また、DVの相談窓口を設置している施設もあります。

どちらも名称は、「女性相談所」「女性センター」「男女共同参画センター」など様々です。

安全確保と一時保護施設(シェルター)

配偶者からの暴力で被害者が逃げてきた場合、安全の確保が重要です。とにかく早期に、各市町村役場(名古屋市の場合は、各区役所)の女性相談窓口(相談窓口の名称は様々です)につなぎます。他の関係機関との情報共有は必要最小限とした上、情報は管理し、落ち着ける安全な場所を確保します。加害者に居場所が知られないよう、市区町村役場や領事館に情報を漏らさないよう伝えることも必要です。支援を受けるために教会等につなぐこともあるかもしれませんが、情報が漏れてしまう危険性もあるので注意が必要です。また、本人には、在留カードとパスポートを常に持っているよう伝えます。

一時保護施設(シェルター)には公的なものと民間によるものがあります。公的なシェルターの場合は無料ですが、民間のシェルターは若干の利用料が必要となる場合もあります。母親が子どもを連れて入所することは可能ですが、男子の場合、義務教育の年齢を超えていると、入所できない場合もあります。安全確保のため、携帯電話の使用制限、外出時の届出、門限等の行動制限など、共同生活の不便さを感じることもありますので、施設についてあらかじめきちんと説明することが必要です。なお、シェルターが公的か民間かのタイプによっても、こうした制限の強弱は異なります。

いずれにしても、DVはとてどもデリケートな問題であるだけでなく、命の危険も生じます。すぐに専門家に相談することが必要です。

別居後の在留資格

家を出たからといって、すぐに在留資格がなくなるわけではありません。

2012(平成24)年7月の法務省入国管理局(名称は当時)通知「配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことに正当な理由がある場合等在留資格の取り消しを行わない具体例について」の中で、正当な理由に該当する事例として、「配偶者からの暴力(いわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス))を理由として、一時的に避難または保護を必要としている場合」が示されています。警察や女性センター等に相談をしている事実があり、証明書を作成してもらえれば、配偶者の暴力の被害者として6か月以上の在留資格の延長が可能となる場合があります。

また、日本国籍の子どもがいる場合は、離婚後はその子どもを養育(日本人の実子を養育)している親として「定住者」の在留資格が与えられる可能性があります。配偶者の暴力から母子で逃げてきたことから、住民登録をしないまましていると、子どもが居所不明児童とされてしまうことがあります。必ず、学校や地方出入国在留管理局(→P.10)に事情を伝えることが必要です。



男性DV被害者ホットライン

DV被害は、女性だけのものではありません。愛知県では、DV被害に悩む男性を対象に男性の臨床心理士による相談ダイヤルを開設しています。(→P.73)

婚外子の認知と国籍

事例① フィリピン人女性からの相談です。日本人男性との間の子どもを妊娠しています。

事例② 相談者はブラジル人女性。別居中のペルー人夫がいますが、現在日本人男性の子どもを妊娠しています。

事例①



フィリピン人です。日本人男性との結婚を考えており、現在妊娠中です。でも、妊娠を告げたとたん、彼から「結婚はしない。中絶しろ。」と言われました。私は子どもを産むつもりですが、彼は認知しないと言っています。子どもの国籍はどうなるのでしょうか。



Point
認知されていなければ、日本国籍は取得できないので、出生手続きを役所及び領事館等で行い、母親と同じ国籍となります。

認知されれば、日本国籍を取得することが可能です。父親として認知をしてくれないならば、父親に対して認知の訴えを起こすこととなります。

認知と国籍

法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子どもを「**嫡出子**」、法律上の夫婦関係がない男女の間に生まれた子どもを「**婚外子**」または「**非嫡出子**」といいます。

民法では、婚姻の成立の日から200日を経過した後、または婚姻の解消もしくは取り消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定され、嫡出子として親子関係が成立します。しかし、婚外子の場合、母子関係は分娩の事実から親子関係が明白ですが、父子関係は認知により親子関係が成立します。

結婚していない日本人男性と外国人女性との間に出生した子どもは、母親の国籍を取得することは可能ですが、父親の国籍である日本国籍を取得するためには、父親が認知することが必要です。

認知には、母の胎内にいる間に日本人父が認知する「**胎児認知**」と、出産後に日本人父が認知する「**生後認知**」の2つの方法があります。胎児認知は、出生によって日本国籍を取得します。生後認知は、出生によって日本国籍を取得できませんが、2009(平成21)年に国籍法が改正され、出生後に日本人に認知された20歳未満の子は、法務大臣に届け出ることによって日本国籍を取得できるようになりました。また、上記のほか父親の死後に行う「**遺言認知**」というものもあります。

なお、自分の子どもではないのに虚偽の認知届を出すこと、虚偽の認知を利用して国籍取得の届出を出すことは処罰の対象となります。

◆ 認知の手続き方法（認知の成立要件の準拠法を日本法とする場合）

● 胎児認知（日本人父が外国人母の胎児を認知する場合）

＜届出先＞ 市区町村の戸籍窓口（外国においては大使館又は領事館）

＜必要書類＞ ○ 認知届

○ 母の承諾書（認知届のその他欄に記載でも可）

○ 母の国籍を証する書面

○ 母の出生を証する書面

○ 母の独身を証する書面（母に婚姻歴がある場合は、市区町村の戸籍窓口を確認してください。）

○ 父の戸籍謄本1部（本籍地以外で届出する場合）

○ 子の保護要件を満たしていることを証する書面

○ 届出人の本人確認証明書

● **生後認知** (外国人母が子を出産後、日本人父が認知の届出をする場合)

<届出先> 胎児認知に同じ

- <必要書類>
- 認知届
 - 母の承諾書(認知届のその他欄に記載でも可)
 - 子の国籍を証する書面
 - 子の出生を証する書面
 - 母の独身を証する書面(母に婚姻歴がある場合は、市区町村の戸籍窓口を確認してください。)
 - 父の戸籍謄本(本籍地以外で届出する場合)
 - 子の保護要件を満たしていることを証する書面
 - 届出人の本人確認証明書

◆ **生後認知された子の国籍取得の方法**

<届出先> 住所地を管轄する法務局または地方法務局(外国においては大使館又は領事館)

- <必要書類>
- 認知した父の出生時からの戸籍謄本
 - 国籍の取得をしようとする者の出生を証する書面
 - 認知に至った経緯等を記載した父母の申述書
 - 母が国籍の取得をしようとする者を懐胎した時期に係る父母の渡航歴を証する書面
 - その他親子関係を認めるに足りる資料

<提出時期> 20歳に達するまでの間

※ いずれの手続きも、外国語で作成されている書類には必ず日本語訳が必要となります。また、必要書類は事案により異なりますので、必ず届け出先へ事前に確認してください。

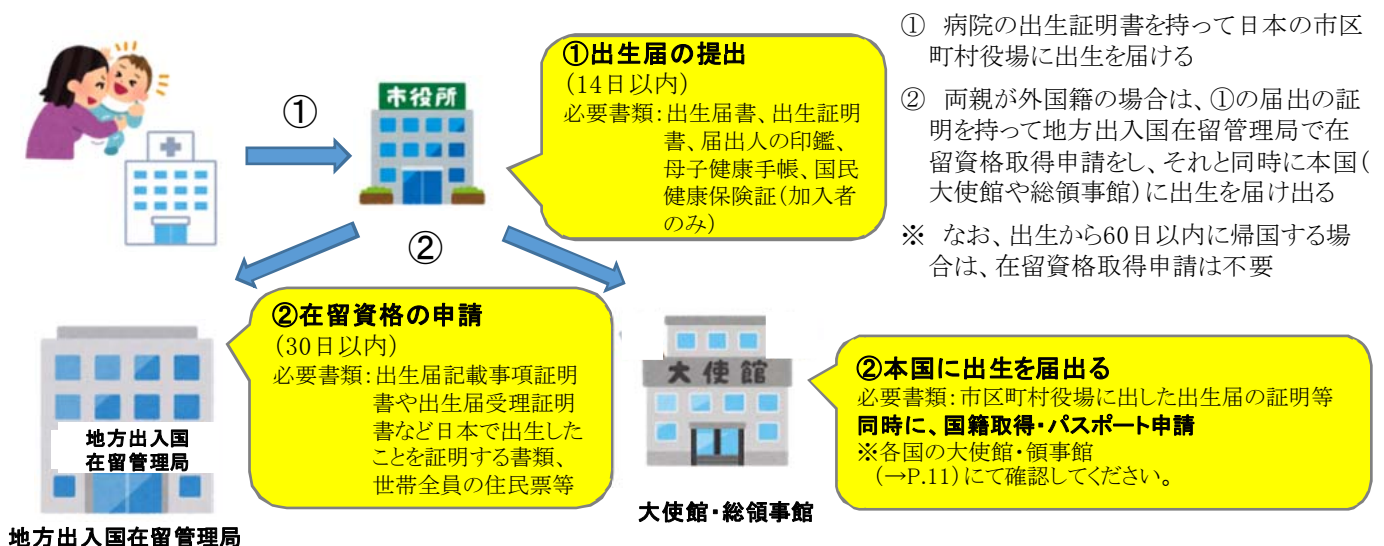
男性が認知してくれないとき

認知をしてもらえない場合は**裁判(強制)認知**という制度があります。まず、父親が自ら認知しない場合、家庭裁判所で父親を相手とする認知調停の申し立てをすることができます。この調停において、子どもが父親の子どもであるという合意ができ、家庭裁判所が、DNA鑑定等を経て、その合意が正当であると認めれば、認知の審判がされます。父親の合意が得られず、調停が不成立に終わった場合は、あらためて家庭裁判所で認知の訴えを行います。家庭裁判所が、審理の結果、認知請求を認めれば、認知の判決がされます。

上記の審判または判決が確定すると、法律上の父子関係が成立します。

外国籍の子としての出生手続き

認知をしてもらわずに出産をする場合、母親と同じ国籍となりますので、出生後の手続きは、役場のほか、大使館や領事館にも行き、在留資格取得の申請も必要です。



事例②



日系ブラジル人です。夫はペルー人で、10年前に結婚しました。2年前から別居し、離婚したいと思っています。

現在、別の日本人男性との子どもを妊娠しています。子どもには日本人男性の姓をつけたいのですが…。



この事例では、次の2つのことが問題になります。

- 生まれてくる子どもが、事実反して夫の子としてみなされるのか
- 夫の子としてみなされる場合、誤りを解消する手続きを行い、血縁上の父との親子関係を明らかにする

この事例では、国籍が異なる外国人同士の夫婦であり、また、血縁上の父は日本人であることから、どこの国を法律を適用すればよいのかを注意しなければなりません。

最終的に日本人男性との子であることが確認され、日本国籍を取得する際に、日本人男性の姓にすることが可能になります。

事実反して夫の子となることや、手続きが大変であることを理由に、どこにも出生の届出をしないしていると、無国籍の子となってしまいます。必ず出生の届出は必要です。

夫の子でないことの確認

国際的な法律関係において適用される法律(準拠法)を決める法律(「通則法」)では、嫡出親子関係の「成立」については、夫婦の一方の本国法で嫡出となるべきときは、嫡出子とされ(通則法24条)、この事例では、ペルー人父との関係では、婚姻中の子として嫡出子とされます(ペルー民法361条)。

次に、ペルー人夫が、子の嫡出性を争う場合の適用法が問題になります。成立した親子関係の適用法は、子の本国法が父又は母の本国法と同一である場合には、子の本国法によるとされますので(通則法32条、→P.42)、ペルー法が適用されます。ペルー民法は、DNA証明により、夫のみに子との親子関係を争うことを認めています(ペルー民法363条等)。

最後の問題は、この裁判をどこで行うかということです。2018(平成30)年に人事訴訟法が改正され、当事者の双方が日本に住所、居所を有するときは、日本の裁判所で争うことができる規定ができました(ただし、子の出生を本国に届け出た場合、日本の裁判所の判決の効果は、どうすれば本国に反映できるかは、別に検討を要します。)

血縁上の父との親子関係を明らかにする

ペルー法が規定する父性の否認権行使の手続きに従い、子と夫の親子関係がなく婚外子であることを明らかにしたら、次の段階では、実父との親子関係を明らかにすることが必要となります。実父からの認知を、市区町村役場の戸籍窓口へ届け出ることにより、親子関係が成立します(→P.49)。

国籍取得をする

生後認知の場合、法務大臣へ届け出ることによって日本国籍を取得することができます(→P.49)。日本国籍取得時に日本人実父と母親が結婚していた場合、実父の戸籍に入りますが、結婚していなかった場合、子を筆頭者とした戸籍が編製されます。

無国籍の子の問題

どの国にも出生登録されないと、どの国にも国民としてみなされず、国籍のない無国籍者となります。2018(平成30)年12月末の法務省の統計では、無国籍者は、全国で676人、愛知県で29人となっています。

無国籍では、在留資格も与えられませんので、国民健康保険や年金など、様々な制度が利用できなくなってしまいます。無国籍にならないよう、出生の届出は必要です。